

ドゥテルテ大統領

担当 佐藤由基 萩生田卓也 和田=エンデルレ=俊明

第一章 フィリピンの現在

I ドゥテルテ大統領

ロドリゴ・ドゥテルテはフィリピンの大統領。年齢は**現在 72 歳**。1945 年、フィリピンで最も貧しい地域の一つといわれるレイテ島マーシンで生まれる。父親は法律家、母親は教師という比較的裕福な家庭で育った。法科大学院卒業後、**司法試験に合格し、検察官として 10 年間務めた**後、1988 年にダバオ市市長選挙に当選し、政界に入る。**ダバオ市長を合計 7 期、22 年務めた**。その後、2016 年に大統領選に出馬し、6 月 30 日に就任した。メディアでの過激な発言、政策が目立つが、未だにその支持率は 80%を超え、その犯罪対策や経済、福祉分野などでの政策は国民から圧倒的な支持を得ている。



フィリピンのドゥテルテ大統領=AFP 時事

(<http://www.asahi.com/articles/photo/AS20160930003837.html>)

II フィリピン

人口は一億人を超え、世界 12 位(2015 年)である。首都はマニラで公用語は英語とフィリピン語(タガログ語)となっている。GDP は 2720 億ドルで世界 41 位(2013 年)である。国名のフィリピンは 16 世紀スペイン王フィリペ 2 世からきている。2008 年の推計によれば、15 歳以上の国民の識字率は 95.4%(世界平均は 85.9%)である。近年ではフィリピンの株価は過去 10 年間で約 4 倍となり、米国の大手投資銀行ゴールドマン・サックスが 21 世紀に高度成長が見込める国を BRICs と名付けたことは記憶に新しいが、最近ではポスト BRICs の有力候補として、VIP(ベトナム、インドネシア、フィリピン)という造語が使われることも増えている。また犯罪は多く、日本人はよく留学に行くがスラムには近寄らないとの誓約書を書かせる語学学校も多い。外務省による海外渡航危険レベルも高い。UNODC(国連薬物犯罪局)の 2009 年のレポートではフィリピンはアジアで最も覚せい剤の使用者が多とされ、覚せい剤がらみの犯罪の件数も多い。



フィリピンの地図＝外務省

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/>)



凡例： **レベル1: 十分注意してください。**
 ・その国・地域への渡航。滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。
 ・その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
 ・その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して避避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

レベル4: 避避してください。渡航は止めてください。(避避勧告)
 ・その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ避避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。



凡例： **レベル1: 十分注意してください。**
 ・その国・地域への渡航。滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。
 ・その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
 ・その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して避避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

レベル4: 避避してください。渡航は止めてください。(避避勧告)
 ・その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ避避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。



凡例： **レベル1: 十分注意してください。**
 ・その国・地域への渡航。滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。
 ・その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
 ・その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して避避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

レベル4: 避避してください。渡航は止めてください。(避避勧告)
 ・その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ避避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

左からフィリピン、タイ、ベトナムの危険レベル＝外務省海外安全ホームページ
[\(http://www.anzen.mofa.go.jp/\)](http://www.anzen.mofa.go.jp/)

III フィリピンの麻薬問題

レオナルド・エスタシオ Jr (フィリピン大学准教授) 「フィリピンの現況と課題：法規制と依存症の治療への取り組み」『フェローシップ・ニュース』No.48 (2011)P3~P より

フィリピンの薬物の使用状況は次の通りです。政府の2004年調査では、人口9000万人中、現在の規制薬物使用者が約700万人、使用歴のある人が約1100万人、その平均年齢は26歳、男性、独身、高校卒業、都市在住が平均的ということが分かっています。シャブ、マリファナ、シンナー、咳止め、エクスタシーなどが主で、UNODC (国連薬物犯罪局) の2009年のレポートでは、われわれの国はアジアで最も覚せい剤の使用者が多いということです。薬物の流通については国内と海外のシンジケートが関わっていて、小さな島々にも及んでいます。東アジアや東南アジア、さらにオセアニアに向けての覚せい剤の供給地となっているほか、最近では覚せい剤、ヘロイン、コカイン流通の中継地点ともなっています。覚せい剤の製造工場やマリファナの栽培地があるため、国内の使用者も多くさらに警察は押収した薬物を横流ししているといわれています。薬物対策法として、1972年には共和国法6425号が、2002年には共和国法9165号「包括的薬物規制法」が作られました。後者の法律では、薬物に関するいかなる行為も犯罪として扱われます。フィリピンでは死刑は廃止されているので、最高刑は終身刑になりますが、所持、製造、売買、栽培の場合には終身刑が科されます。また、車の免許を持っている人や銃火器の所有者、学生や労働者、兵士、警察、議員や大統領などへ立候補する者には薬物検査が義務付けられています。日本と同

様、薬物の使用は犯罪となり、初犯の場合は6ヶ月のリハビリ、再犯は6年から12年の懲役で5万から20万ペソの罰金、3度目は12年から20年の懲役で5万から20万ペソです。2010年にPDEA(フィリピン薬物統制局)が作成した法執行に関する報告書によると、使用者、売人など約8,000人が逮捕され、うち69人が外国人でした。覚せい剤の製造工場が7カ所見つかりました。48億ペソ相当の覚せい剤が押収されたほか、207カ所のマリファナ畑なども見つかりました。その当時はマフィアやシンジケートに関する情報が求められ、その提供者には830万ペソの報奨金が与えられました。そのほか、1万回以上のアドボカシーキャンペーンを行いました。

ーフェローシップ・ニュース No.48－APARI

(www.apari.jp/npo/fellowship/48.pdf)

井出穰治『フィリピン—急成長する若き「大国」』(2017)P164～P168より

2016年6月にフィリピンの第16代大統領に就任したドゥテルテは、階層を超えた国民的連帯を実現し、フィリピンを汚職や犯罪の少ない公正な社会に導けるだろうか。2010～2016年のアキノ政権は、フィリピン史上でも特筆すべき経済成長を実現したが、その恩恵は必ずしも国民全体に行き渡らず、貧困問題、犯罪や汚職、インフラ不足など、この国が抱える構造的な問題が解決されたわけではなかった。こうした中、「犯罪者は必要であれば殺す」といったドゥテルテの歯に衣着せぬ過激的な発言や、犯罪や汚職に対する毅然としたスタンスは、「むしろ現状を改革させてくれるのではないか」との期待感を貧困層中心に抱かせた。ドゥテルテ大統領の誕生は、判事や汚職の少ない公正な社会を実現するために政府が強権を発動することに対して、フィリピン国民が一定のお墨付きを与えたことを意味する。

こうした国民のお墨付きを背景に、ドゥテルテ政権は、選挙公約通り、麻薬犯罪の容疑者を大量に殺害するなどの強権的手法に訴えている。2016年12月時点では、ドゥテルテ政権が掲げる麻薬撲滅戦争における死者は約6000人と、毎月1000人以上の死者が出ている計算となる。なお、フィリピン政府は、約6000人の死者のうち、警察の捜査時に殺害されたものが約2000人、警察の捜査と関係なく殺害されたものが約4000人としている(後者には、同国の麻薬犯罪組織による口封じ敵目的の殺害も含まれている)。ドゥテルテ政権のやり方は、基本的人権の尊重や法の支配といった民主主義の基本原則を逸脱しているといわざるを得ない。実際、国際連合は、「超法規的な処刑」であるとして、フィリピン政府に対する批判を強めている。

もっとも、犯罪の少ない社会の実現はフィリピンの積年の課題であり、過去の政権の取り組みが功を奏してこなかった以上、強権的な手法を一切否定することは、フィリピンが置かれている状況を理解しないナイーブな議論であろう。実際、本書の執筆の段階では、国民の

多くは、自分の家族が超法規的殺人の犠牲になる可能性に不安を感じながらも、ドゥテルテ大統領が進める麻薬犯罪対策には支持を表明している。フィリピン国民の声を聴くと、教会を中心にドゥテルテのやり方を強く批判する声があることは事実だが、ドゥテルテは過去の政権が見てみぬふりをした問題に取り組み、少なくとも一定の成果を挙げていると評価する声も多い。したがって、短期間で犯罪の減少という目に見える効果が出るのであれば、民主主義の基本原理の一時的な逸脱は、この国ではある程度目をつぶるべき性質のものかもしれない。

一井出穰治『フィリピン—急成長する若き「大国」』中央公論新社，2017

IV 各国の麻薬に対する罪

主な国の薬物関連の罪での最高刑

エジプト、タイ、韓国、中国、フィリピン(超法規的に)、マレーシア等	アメリカ、オーストラリア、フィリピン(法的に)等	イギリス、フランス等	日本等
死刑	終身刑	無期徒刑	無期懲役

【日本での刑罰】

薬物取締関係法の主な罰則の一覧

●覚せい剤取締法

規制対象	違反の態様	罰則
覚せい剤	輸入・輸出・製造	(単純) 1年以上の有期懲役 (営利) 無期又は3年以上の懲役 1000万円以下の罰金の併科あり
	譲渡・譲受・所持・使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 500万円以下の罰金の併科あり
覚せい剤原料	輸入・輸出・製造	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 500万円以下の罰金の併科あり
	譲渡・譲受・所持・使用	(単純) 7年以下の懲役

(営利) 10 年以下の懲役
300 万円以下の罰金の併科あり

●大麻取締法違反

規制対象	違反の態様	罰則
大麻	栽培・輸入・輸出	(単純) 7 年以下の懲役
		(営利) 10 年以下の懲役 300 万円以下の罰金の併科あり
	譲渡・譲受・所持	(単純) 5 年以下の懲役
		(営利) 7 年以下の懲役 200 万円以下の罰金の併科あり

●麻薬及び向精神薬取締法

規制対象	違反の態様	罰則
ヘロイン	輸入・輸出・製造	(単純) 1 年以上の有期懲役
		(営利) 無期又は 3 年以上の懲役 1000 万円以下の罰金の併科あり
	製造・小分け・譲渡・譲受・交付・所持・施用・廃棄・受施用	(単純) 10 年以下の懲役
		(営利) 1 年以上の有期懲役 500 万円以下の罰金の併科あり
ヘロイン以外 (モルヒネ・コカイン・MDMA 等)	輸入・輸出・製造・栽培	(営利) 1 年以上の有期懲役 500 万円以下の罰金の併科あり
		(単純) 7 年以下の懲役
	受・所持・施用・施用のための交付	(営利) 1 年以上 10 年以下の懲役 300 万円以下の罰金の併科あり
		(単純) 5 年以下の懲役
向精神薬	輸入・輸出・製造・製剤・小分け	(営利) 7 年以下の懲役 200 万円以下の罰金の併科あり
	譲渡・譲渡し目的所持	(単純) 3 年以下の懲役
		(営利) 5 年以下の懲役 100 万円以下の罰金の併科あり
麻薬等原料	業務の届出違反	20 万円以下の罰金

10 万円以下の罰金

更生のための刑事弁護を目指す弁護士西谷裕子のホームページ

(http://nishitani.yuko-lawyer.com/bassoku_itiran/)

IV ドゥテルテ大統領の麻薬撲滅のための政策

ドゥテルテ大統領はアジアワースト 1 と呼ばれるフィリピンの麻薬犯罪を撲滅し、国内の治安を改善するための政策として麻薬犯罪にかかわる容疑者(主に麻薬の密売、製造などに関わるもの)を裁判にかけることなく逮捕の現場で射殺する許可を警察に与え、警察だけでなく一般人が麻薬に関する犯罪者を殺すことをも許すという超法規的殺人を推進する政策を実行しており、物議をかもしている。警察官には、麻薬組織幹部を殺害した場合約 1000 万円、密売人を殺害した場合には約 600 万円、末端の密売人を殺害した場合には約 10 万円という報奨金が支払われ、一般人に関しては 1 人殺害するごとに 5 万円の報奨金が支払われるという。この政策により麻薬犯罪者が一斉に自首する、市長を務めていたダバオ市はフィリピン有数の危険な街から「東南アジア 1 治安の良い街」と呼ばれるようになるまで治安が回復する、など実績を挙げている。また国際機関からの非難にもかかわらず、彼の政策は一般国民から支持を得ている。

二章 ドゥテルテ大統領の政策への反響

麻薬撲滅戦争の影響

ドゥテルテ大統領の就任後、麻薬撲滅戦争によりフィリピンの警察と自警団はフィリピンの国内で、数カ月間に3000人以上を射殺した。自警団と警察は、基本的に司法手続きを経ずに人を殺害することが認められている。またドゥテルテ大統領は、就任する直前の6月、一般市民にまで、もし手段があるなら麻薬取引に関わった人物を処刑するように働きかけた。また殺害すれば報奨金を支払うと約束した。死者数が増える状況下で、警察は麻薬関係者が抵抗してきたので射殺したと主張しているが、実際は警察自身や民間人による超法規的な処刑が横行している。麻薬の密売にかかわってきた警察らが、麻薬の売人や常習者に自分もグルだと密告されるのを恐れ、口封じをするために殺している場合もある。ドゥテルテ大統領の容赦ない麻薬撲滅運動は日に日にエスカレートしていった。麻薬の売人や使用の疑いをかけられた人が殺害され、血まみれの遺体は路上に放置され、街を恐怖のどん底に陥れている。超法規的殺人の急増の結果、麻薬取締の恐怖から多くの人が自首してきた。

「麻薬撲滅戦争」で流された血も多い

— 7月1日から9月第3週までの結果 —



(出所)フィリピン警察のデータを基に筆者作成



国際人権団体アムネスティ・インターナショナルの報告書によると



警察は「政府の最高指導者の指示」で麻薬犯罪者を殺害したり、金で殺し屋を雇ったりしていた。麻薬捜査で殺害を実行するたびにボーナスを受け取り、殺害された人の家から窃盗も働いて私腹を肥やしている。また遺体が送られる葬儀場からも手数料を受け取っている。さらに2人の殺し屋が麻薬常習犯1人の殺害につき5000ペソ（約1万1300円）、密売人の殺害では1万～1万5000ペソを警察官から受け取ったと伝えている。

【韓国人男性を警察官らが拉致し殺害】

2016年10月に韓国人実業家がフィリピン警察官も関わる犯罪組織に拉致され、殺害された事件。犯罪組織は韓国人男性をでっち上げの麻薬容疑で逮捕し、警察本部で殺害し、さらに殺害後も生きてるように見せかけて家族から身代金をゆすり取ったとされる。この事件をきっかけに、ドゥテルテ大統領は自身が主導する違反薬物取り締まりに関わる警察部隊すべてを解散させると表明した。麻薬犯罪を取り締まる国際警察が「芯まで腐っている」と言っているが、残忍な麻薬捜査は断固推し進める決意を示している。

⇒ドゥテルテ大統領の政策は人権侵害！！！！

人権について

人権とは

→性別、国籍、年齢を問わず、この世に生きるすべての人々は、生まれながらにしてかけがえのない価値を持っている。同時に一人一人が皆、人間らしく生きる権利を持っている。そしてこの権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれる。この人間のための権利。→誰もが生まれながらに持っている権利

Ex)自由権、参政権、社会権、受益権など

生命権

→不法に生命を奪われない権利

ドゥテルテ大統領の政策は生命権を侵害している。

国際人権法

→人権を国際的に保障するための法規の総称である。旧日本軍やナチスドイツによる大量虐殺など、これまでにない惨禍をもたらした反省から、第二次世界大戦後の1948年に国連で世界人権宣言が採択された。それ以来、人権を守るために様々な人権条約が作られた。

*世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民と国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの

主要人権条約

- ・ 国際人権規約（社会権規約、自由権規約）
- ・ 女子差別撤廃条約
- ・ 児童の権利条約
- ・ 拷問等禁止条約
- ・ 強制失踪条約
- ・ 障害者権利条約

国際人権規約（フィリピン参加国）

→世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。なお、社会権規約を国際人権 A 規約、自由権規約を国際人権 B 規約と呼ぶことがある。

経済的、社会的及び文化的権利に 関する国際規約（A 規約）

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

国際法のもと、フィリピンは生きる権利を常に尊重し守る法的義務がある。国際法と国際基準は、警察の武力行使は、絶対に必要で目的にかなう範囲の場合に厳しく限定している。警察は、武力を行使する前に非暴力的な方法を取ることとし、いかなる相手にも、たとえ容疑者でも、その生命・自由・安全の権利を十分に尊重する前提で職務に当たらなければならない。暴力や差別の挑発は、国際法で禁止されている。また、社会の暴力行為を多発させる可能性がある。役人の命令や国の共謀や黙認による違反で意図的な殺害は、超法規的処刑に相当し、国際法で禁止されている犯罪である。超法規的処刑や他の違法な殺害の、信頼に足る疑いがあれば、その人物を起訴し公正な裁判にかけるべきである。

*国連の「法執行官のための行動綱領」や「法執行官による力および火器の使用に関する基本原則」などの国際基準によれば、治安部隊は武器の使用に関し必要性和合理性の原則に則り、人命が危険にさらされており、かつ危険排除の手段が他にないときにのみ、銃器を使用すべきだとしている。

フィリピン共和国憲法

前文

(Preamble)

われわれフィリピン人民は、全能の神の助けをこいねがいつつ、正義と人道の社会を建設するため、われわれの理想と志を具現化する政府を樹立し、国の共有財産を促進し、またわれわれが受けついできた伝統的な財産を守り発展させるため、法の原則、独立と民主主義を謳歌し、真実、正義、自由、平等そして平和のもとでの独立と民主主義を謳歌するため、このこの憲法を制定し公布する。

第5 項 平和と秩序の維持、人命・自由そして財産の保護、全体の福祉の増進は、民主主義の恩恵の下での人民による生活の享受にとって基本となる。

第11 項 国家は、あらゆる人に対しての人間の尊厳に価値をおくものであり、人権に対して完全な尊重をおくことを保証する。



ドゥテルテ大統領の政策は憲法、国際法（国際人権法）違反！！！！

三章 ドゥテルテ氏の政策はなぜ支持されるのか。

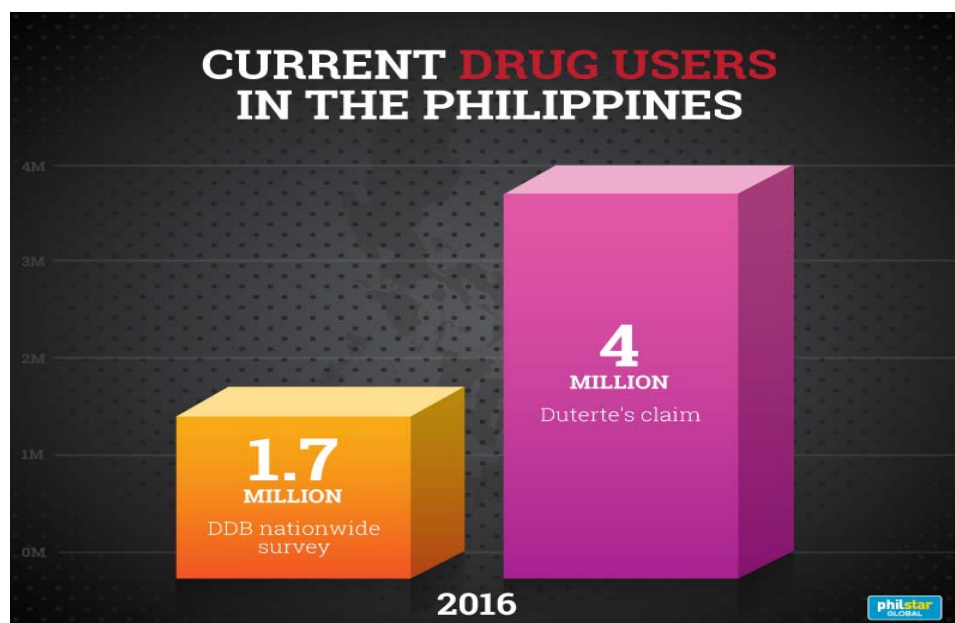
そもそも麻薬とは

大麻 パイプやキセル等で吸引する。一般的には気分が陽気になるとされるが、視覚、聴覚、味覚等の感覚が過敏になり、変調をおこしたり、現在、過去、未来の観念が混乱して感情が不安定になったりする。興奮状態に陥って、暴力的になることもあり、幻覚や妄想に襲われるようになる。

覚醒剤 覚醒剤の水溶液を注射する。神経を興奮させ、眠気がなくなり頭が冴えたような感じになる。しかし、効果がきれると疲労感や脱力感に襲われる。覚醒剤は特に依存性が高く、使用を続けると「壁のしみが人の顔に見える」「いつもみんなが自分をみて悪口を言っている」「誰かが殺しにくる」といった幻覚や妄想が現れる。錯乱状態に陥って、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害することもある。大量に摂取すると、急性中毒によって意識を失い、脳出血で死亡することもある。

麻薬使用者数はどれくらいなのか

フィリピンでの麻薬使用者数はドゥテルテ氏が 2016 年 7 月 25 日に一般教書演説で発表した数だと 400 万人（25人に1人）、またフィリピンの DDB（危険薬品委員会）によると 170 万人（58人に1人）とされています。



(引用 philstar)

フィリピンの治安

バスやジープニーの中でスリやひったくり（ホールドアップ）、銃やナイフでの恐喝、夜道での強盗は日常的。「ジープニーの中でスマートフォンをだしてはいけない」

「昨日、通勤・通学途中にホールドアップをみた」という話題は日常茶飯事。
ジープニー強盗が銃を乱射して一般乗客が負傷というニュースも珍しくはない。

中間層 合法的な家に住み、子供に大学教育を受けさせることができ、家事労働者を雇う人々
彼らは日常的に、家事労働者、運転手、清掃員、警備員といった貧困層と接する。
不遇に心は痛めるが、何かあれば金を無心されないかと注意深く付き合う。
上記の治安のなかで、貧困層に「金に困ったらなにをしてくるかかわからない」といった恐怖が先行しがちである。

貧困層 スラムの治安はむしろ良い。＝住民たちは互いに知り合いであり、仲間意識がある。
すべてのひとが犯罪に関わるわけではなく、ただ貧乏であるだけの人も多い。
誰かが襲われていれば任せろといった感じに男たちが家から出てくる。
スラム街の人々の恐怖は喧嘩にまきこまれることや、麻薬常習者による破壊行為だ。
泥酔者や麻薬常習者などの喧嘩で近隣住民が怪我を負ったり、家が破壊されたり、
火事に発展したりする。

2010年の大統領選挙でアキノ氏に敗れた、マニー・ビリヤル元上院議員は新聞に寄せたコラムでこう述べている。

「人々は、コミュニティに横行する麻薬常習者が必然的に犯罪を起こすことを憂慮している。父親は息子が薬物に手を染めて犯罪者の生活を送るのではないかと危惧し、母親はコールセンターでの夜勤帰りの娘が、強奪や強姦の被害に遭うことを恐れている。……彼らが、大統領の勇敢で力強い言葉を聴いているところを想像してほしい。彼らはそれをただ聴いているわけではなく、麻薬常習者である近隣住民が当局に自首するところも目にするのである。コミュニティ最大のシャブ密売人が警察に逮捕される声を耳にするのである。」

(Manny Villar “Peace and Order” Manila Bulletin January 3, 2017)

人々には「殺すのは良くないので「ありがとう」とはいえないけど、大統領には感謝している。」といった気持ちがある。

治安と人権

ドゥテルテ大統領の政策は「麻薬常習者の権利」と「貧困層や中間層の人々が安全に生きる権利」をトレードオフとしてとらえる。

「更生の見込みがないものは殺されても仕方がない」多くの貧困層がこういった言葉でドゥテルテ氏の手段を容認している。

「治安を懸念してフィリピンでの事業展開リスクを指摘する外国人投資家からの苦言、『やり方はともかく、治安が良くなるならフィリピンはもっと過ごしやすくなるんじゃないか』といった外国人旅行者からの正直な感想、『真面目に生きている貧困層に手を差し伸べたい』という左派活動家らのナラティブ、『中毒者は殺されるしかなかったんだよ』という貧困者自身の語り。これらすべてに共通するのは、誰も普遍的な人権など本気で語ってはおらず、治安と人権を天秤にかけるならば結局は誰もが後者を選択するというダブルスタンダードである。」

(引用 岩波新書 「世界」 2017年3月号 木場紗綾 ドゥテルテ政権「麻薬との闘い」はなぜ支持されるのか)

麻薬使用者が400万人であるにしろ、170万人にしろ、大統領が就任してから、2ヶ月でそのうちの72万人が自首、2万人弱が逮捕された。押収した麻薬は80億ペソ（約180億円＝これまでの年間量に相当。）にものぼる。2016年12月に行われた世論調査では85%がドゥテルテ氏の薬物対策に満足し、88%が麻薬問題は改善されたと感じている。



ドゥテルテ大統領の政策はやっぱり必要だ！！！！

論点

ドゥテルテ大統領の政策により、2ヶ月で72万人が自首、2万人弱が逮捕された。押収した麻薬は80億ペソ（約180億円＝これまでの年間量に相当。）を超える。ただドゥテルテの政策は超法規的殺人との指摘もあり、麻薬撲滅運動を始めてからの死者数は8000人にも上る。ドゥテルテ大統領の政策を認めるべきか。

*麻薬撲滅運動により死亡したのは、主に麻薬密売人、生産者、輸出入した人であるが、麻薬所持者、常習犯も含まれる。

認める

認めない

【参考文献】

1 章

「アムネスティ・レポート 世界の人権」編集部『アムネスティ・レポート 世界の人権 2010』社団法人アムネスティ・インターナショナル日本, 2010

井出穰治『フィリピン—急成長する若き「大国」』中央公論新社, 2017

ジョセフ・S・ナイ『国際紛争—理論と歴史』有斐閣, 2002

瀧川裕英, 宇佐美誠, 大屋雄裕『法哲学』有斐閣, 2014

水島治郎『ポピュリズムとは何か—民主主義の敵か、改革の希望か』中央公論新社, 2016

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ

http://nishitani.yuko-lawyer.com/bassoku_itiran/

更生のための刑事弁護を目指す弁護士西谷裕子のホームページ

www.apari.jp/npo/fellowship/48.pdf

フェローシップ・ニュース No.48—APARI

<https://www.unodc.org/>

United Nations Office on Drugs and Crime

2 章

http://www.huffingtonpost.jp/2016/09/15/duterte-brutal-drug-war_n_12035956.html

ドゥテルテ大統領の容赦ない麻薬撲滅戦争 超法規的殺人の急増でフィリピンの路上に死体が転がる

<http://toyokeizai.net/articles/-/138408?page=3>

フィリピン大統領ドゥテルテとは何者なのか | 週刊東洋経済(政治・経済) | 東洋経済オンライン | 経済ニュースの新基準

<http://www.afpbb.com/articles/-/3089535>

比次期大統領、一般人にも麻薬密売人の殺害奨励 報奨金 1100 万円 写真 1 枚 国際ニュース: AFPBB News

<http://www.nikkei.com/article/DGXMZO12389250R00C17A2000000/>

[FT]ドゥテルテ氏「任期末まで麻薬撲滅続行」 (写真=ロイター) : 日本経済新聞

<https://www.amnesty.or.jp/human-rights/what-is-human-rights/>

人権とは：アムネスティ日本 AMNESTY

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>

外務省：世界人権宣言

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>

国際人権規約 | 外務省

<http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/philippines.htm>

フィリピン共和国憲法（抜粋）

3 章

岩波新書 雑誌「世界」2017年3月号 木場紗綾 『ドゥテルテ政権の「麻薬との闘い」はなぜ支持されるのか』

読売オンライン 2017年3月23日 石井順也

<http://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/ichiran/20170322-OYT8T50108.html>

外務省 フィリピン MOFA

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

内閣府 薬物の種類と害悪

http://www8.cao.go.jp/souki/drug/drug_details.html

議事録

賛成

- ・再犯率が高いなら厳罰を与えるべき
- ・死刑制度は他国も採っている
- ・現地の方はドゥテルテ大統領の政策に賛成している
- ・フィリピンのことはフィリピンの人が決定すべき
- ・他に打開策がないなら行うしかない
- ・実績がでている
- ・命がかかるとやめられない人がいるという現実がある
- ・麻薬をやめさせなければ、その人自身がダメになる
- ・周りを巻き込む
- ・周りの人を殺すようなことがあり、周りの人ではなく麻薬犯罪者が死ぬべき
- ・刑罰が厳しいということで犯罪予防への波及効果がある
- ・ただ六千人殺したのではなく、一億人を守るために六千人を殺したといえる

反対

- ・更生するチャンスを奪う
- ・犯罪者だから殺すというのは単調であり、他の方法を探るべき
- ・超法規的措置を認めているとそのうちドゥテルテを法律で抑えられなくなる
- ・日本の社会の中でやったら、許されると思うのか？
- ・超法規的殺人をする前に道德教育などが必要なんじゃないか
- ・超法規的行為が他の犯罪にも使われるようなこともありえる
- ・認めてしまったら憲法の存在意義がない
- ・先に銃の規制からはじめるべき
- ・今は犯罪者は減っているが、他の政権の時に戻ってくるのではないか？
- ・一時的な効果しかない
- ・専制政治なんじゃないか？
- ・短期間で解決しようとしすぎていて、長期的に解決していかなければ解決しない
- ・自分の身近で人を殺している人(自警団などに所属していて)がいたら怖い
- ・歴史から学べば、ヒトラーもポルポトも同じようなことをしていて危険だ
- ・麻薬の合法管理みたいな方法をする方が良い

議論を通じて

事前に想定していたように、ドゥテルテ大統領の政策に対して、議論前の調査では反対派が圧倒的多数(賛成派は5人)だった。発表班としては人権は侵害しえないものだからという主張が強いことを想定していたが、当日の議論では自警団が麻薬犯罪者を殺して、そんな人たちが周りにいるのは怖いし、そんな社会は間違っているといったような他の理由での主張が多かった。また超法規的殺人に対しての反感が強く、議会を通じて合法的に政策が決められたのであるならば構わないが法を超えているというのは許されないという意見も多く、ポピュリズム的観点から議論を盛り上げてそれもそれで興味深かったのではないかと感じた。賛成派は主にドゥテルテ大統領は実際に犯罪を減らしてきて、さらに国民から支持されている、という実績と超法規的殺人を認めなければ社会は変わってこなかったという現実を重視し、反対派は健全な社会とは？憲法を無視した超法規的行為の正当性とは？効果は一時的にすぎないのではないかと？といった観点を重視していたと思う。個人的に面白いなと思った意見は議論が白熱してきた最中での賛成派の「1億人を守るために6000人を殺したのだ」という意見と超法規的殺人以外に有効な解決手段がないという意見に対する反対派の「台湾ではアヘンを政府が合法管理することによって被害を減らすことに成功したのだからフィリピンも麻薬を一時的に合法管理することによって被害を減らすことができるかもしれない(おそらくオランダの売春の合法化に至る過程と同じ原理)」という意見だった。全体を通じて初回としては良い議論が出来たのではないかと思う。次からは賛成派と反対派がもっと半々に分かれるような論点を作ることを心掛けたい。